

児童手当制度の概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○ 次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する 																						
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで) 																						
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 0~3歳未満 一律10,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子: 5,000円 第3子以降 :10,000円 																						
支払期月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払) 																						
所得制限 4人世帯(夫婦と児童2人)の年収ベース	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得限度額 被用者 :860万円未満 非被用者:780万円未満 																						
費用負担	<p>【0歳~3歳未満 児童手当等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>[被用者]</td> <td>事業主 7/10</td> <td>国 1/10</td> <td>地方 2/10</td> </tr> <tr> <td>[特例給付]</td> <td colspan="3">事業主 10/10</td> </tr> <tr> <td>[非被用者]</td> <td>国 1/3</td> <td colspan="2">地方 2/3</td> </tr> <tr> <td>[公務員]</td> <td colspan="3">所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳~小学校修了 小学校修了前特例給付】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>[被用者・非被用者]</td> <td>国 1/3</td> <td>地方 2/3</td> </tr> <tr> <td>[公務員]</td> <td colspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	[被用者]	事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	[特例給付]	事業主 10/10			[非被用者]	国 1/3	地方 2/3		[公務員]	所属庁 10/10			[被用者・非被用者]	国 1/3	地方 2/3	[公務員]	所属庁 10/10	
[被用者]	事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10																				
[特例給付]	事業主 10/10																						
[非被用者]	国 1/3	地方 2/3																					
[公務員]	所属庁 10/10																						
[被用者・非被用者]	国 1/3	地方 2/3																					
[公務員]	所属庁 10/10																						

事業主拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○ 拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額拠出金率(平成20年度：1.3/1,000) 	
財源内訳		
	20'予算額	(19'予算額)
給付総額	10,280億円	(10,270億円)
国 庫	2,730億円	(2,750億円)
地 方	5,740億円	(5,760億円)
事業主拠出金	1,810億円	(1,760億円)
※19'予算における制度改革の影響額は、4月施行のため10か月ベース		
※公務員を含む。		

児童手当における「監護」

「監護」…児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている。

- 必ずも同居の必要はない。
- 児童の生計費の負担といった経済的因素は含まない。
- 親権者としての責任を放棄して子どもを放置しているとき、暴行を加え、あるいは虐待するとき、その他親権の濫用あるいはこれに準ずるような場合には、当然、監護関係がない。
- 病弱、老齢、心身障害のゆえをもって、ただちに監護関係がないと考えるのは不適切。身の回りの世話のみが監護の内容となるのではなく、精神的な面からの配慮も、そのうちに含まれるのであるから、児童について精神的にも配慮する意欲や熱意を失っており、他の者に児童の監護を全く委ねているか、これに準ずる程度に達していると認められる実態がある場合には、監護関係がない。
- 必要な指示等を行っており、監護が不十分ながらも継続していると認められる場合は、監護関係がある。
- 扶養義務を果たさないことをもって、ただちに監護関係がないとみることはできないが、親権者が、その地位を利用して児童の資産、所得を費消するといった場合は、監護関係ないと認められる。
- 酒やばくち等に浸り、児童の養育について顧みることが少なく、もはや養育の実をあげていないとみられるような場合は、監護を欠くこととなる。

「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」<抜粋>
(平成20年5月9日雇児発第0509004号雇用均等・児童家庭局長通知)

第一 児童虐待等が認められる事例

1 職権による支給事由消滅処理を行うべき事例

「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成18年3月31日雇児発第0331031号本職通知。以下「ガイドライン」という。)第18条においては、公簿等によって児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理をすることとしている。

児童虐待等が認められる事例に関しては、個々の事例により状況が様々であることから、児童相談所等との連携の下、慎重に判断する必要があるが、当該児童の父母又はこれに代わり当該児童を監護すべき者(以下「保護者」という。)が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不適当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権による上記処理を行うこと。

具体的には、こうした処理を行うべき事例として、少なくとも以下のようないふが想定されること。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第28条第1項第1号に基づき、児童が里親に委託され、又は児童養護施設等に入所させられている場合
- (2) 児童福祉法第33条の6等に基づき、親権者のいずれもが親権乱用又は著しい不行跡であるとして親権喪失の宣告の請求が行われ、同宣告がなされている場合

2 事務処理の流れ

以下のとおり、都道府県及び市町村において連携を取って事務処理を進めること。

- (1) 都道府県(※児童相談所設置市にあっては当該市。以下同じ。)においては、
 - ① 本通知の発出時点において、既に上記1に該当している場合については、本年6月末までに、当該児童の保護者の居住する市町村に、別紙様式1により通知すること。
 - ② その後、上記1に該当する場合が発生した際には、隨時、速やかに別紙様式1により、保護者の居住する市町村に通知すること。
 - ③ 下記(2)の③により市町村より報告を受けた場合には、別紙様式1により、保護者の勤務する所属庁に通知し、市町村に準じて下記(2)により処理を行うよう依頼すること。
- (2) 市町村においては、
 - ① 上記2(1)①により、本年6月末までに都道府県より通知を受けた場合については、本年の現況届の審査とも併せ、6月支給分(10月支払い分)から、ガイドライン第18条に基づき職権による児童手当等の支給事由消滅処理を行うこと。

- ② その後、上記2(1)②により、隨時、都道府県より通知を受けた場合については、同様に、当該通知を受けた日の属する月の支給分から支給事由消滅処理を行うこと。
- ③ 通知を受けた市町村において、自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、当該保護者の所属庁の確認に努め、別紙様式1の備考欄に所属庁の名称を記載したものを作成することにより、都道府県に対して報告すること。
- ④ 都道府県から通知された者について、支給事由消滅処理を行った場合には、その旨を、別紙様式1の備考欄に支給事由消滅処理年月日を記載したものを送付することにより、当該都道府県に対して報告すること。
- ⑤ 支給事由消滅処理を行った後に、当該保護者が他市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ、④により都道府県に送付した別紙様式1の写しを送付し、連絡を行うこと。

第三 関係機関との連携等

- 1 第一及び第二のような事例への対応に当たっては、市町村の児童手当関係事務担当だけでの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱いについて照会を受けた場合には、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を図り、児童虐待防止対策担当や配偶者暴力防止対策担当等の協力も得ながら、市町村に対する助言、指導等の特段の御配慮をお願いする。特に、支給事由消滅を行った市町村において、支給事由消滅の対象となった保護者又は配偶者に説明を行う際には、保護者又は配偶者との関係で困難が予想されるところであり、当該保護者又は被害者の担当である児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいては、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応を御願いしたい。
- 2 また、第一及び第二のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、市町村による職権処理等の事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間の調整や他の都道府県との調整等について、併せて特段の御配慮をお願いする。
- 3 なお、当分の間、各市町村から個別事例の取扱いについて照会等を受けた場合には、今後の運用に資するよう厚生労働省にも御連絡いただきたい。

第四 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、虐待又は配偶者からの暴力に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、児童手当の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第2項の利用又は提供の制限の規定の趣旨に照らし十分適切な範囲内と考えられるが、個人情報の内容にかんがみ、その取扱いには十分に留意すること。

「児童虐待等が認められる事例」に係る事務処理フロー

